

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

介護や福祉に関わる職員（以下介護職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取り組みが行われてきました。

2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当事業所においても算定を行っております。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- ①現行の介護職員処遇改善加算（以下現行加算）（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ②現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ③現行加算に基づく取組についてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

③の「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。
この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

区 分	内 容	取 組
入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	委員会を設置している
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	半年に一度、面談を行っている
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	有給休暇取得率を 90%以上保っている
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	車両事故・介護業務中の事故対応マニュアルを整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	電子カルテ等ICT活用による業務量の縮減を行っている 年に2回環境整備を行っている
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	研修委員会を設置し、定期的に学ぶ機会を提供している 朝礼にて理念等の唱和を行っている

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員等ベースアップ等支援加算について

当法人の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に対する対応は以下のとおりです。

①介護職員処遇改善加算

対象者 介護職員

賃金改善 基本給、手当（既存の増額）、賞与

事業所名	加算の取得状況	加算率
医療法人社団たつき会菅田医院 介護付き有料老人ホームつつじ	加算 I	8. 2%
医療法人社団たつき会菅田医院 グループホームあかね	加算 I	11. 1%
医療法人社団たつき会菅田医院 デイサービスセンターすみれ	加算 I	5. 9%
医療法人社団たつき会菅田医院 デイサービスセンターつばき	加算 I	5. 9%

②介護職員等特定処遇改善加算

対象者 経験・技能のある介護職員、他の介護職員

賃金改善 手当（既存の増額）

事業所名	加算の取得状況	加算率
医療法人社団たつき会菅田医院 介護付き有料老人ホームつつじ	特定加算 II	1. 2%
医療法人社団たつき会菅田医院 グループホームあかね	特定加算 II	2. 3%
医療法人社団たつき会菅田医院 デイサービスセンターすみれ	特定加算 II	1. 0%
医療法人社団たつき会菅田医院 デイサービスセンターつばき	特定加算 I	1. 2%

※当事業所における「経験・技能のある介護職員」の定義 介護福祉士の資格を有する者

③介護職員等ベースアップ等支援加算

対象者 介護職員、その他の職種

賃金改善 決まって毎月支払われる手当

事業所名	加算の取得状況	加算率
医療法人社団たつき会菅田医院 介護付き有料老人ホームつつじ	加算	1. 5%
医療法人社団たつき会菅田医院 グループホームあかね	加算	2. 3%
医療法人社団たつき会菅田医院 デイサービスセンターすみれ	加算	1. 1%
医療法人社団たつき会菅田医院 デイサービスセンターつばき	加算	1. 1%